

令和 8 年第 10 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 8 年 9 月 3 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 55 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、江口 利広、佐橋 和弘、山本 寛、山口 伸行、 土田 誠、渡邊 武、奥村 武司、古山 智敏、加藤 俊正、玉田 好二、 金子 靖司
農地利用最適 化推進委員	大平 初男、村瀬 則男、渡邊 年勝、玉野 久光、可児 建二、鈴木 好則、 落合 宏明、酒向 崇好、奥村 保彦
欠 席 委 員	福江 由紀子
事 務 局	課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度任用職員 前田 晃
議 案	第 38 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対す る許可について 第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許 可申請に対する意見について 第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見につ いて 第 42 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 8 年第 10 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14 番、福江由紀子委員から、欠席届が提出されておりますの で、13 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9 名です。 事務局から発言はありますか。
事 務 局	本日は、市議会の本会議が開催されており、局長は議会へ出席しており、総会は欠席と なります。
議 長	これより令和 8 年第 10 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、6 番山口伸行委員、7 番土田誠委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 38 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設

事務局

定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第38号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転5件、使用貸借権の設定1件の合計6件です。

受付番号1番は、今渡の方と富加町の方との間における売買による所有権移転です。

今渡地内において、譲受人は、自宅建築予定地に隣接する申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件について、申請地の中央部分の農地が、5条の受付番号2番で同時申請されています。

受付番号2番は、今渡の方と今渡の方との間における売買による所有権移転です。

今渡地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、受付番号1番の案件の西側に隣接する農地となります。

受付番号3番は、今渡の方と川合の方との間における売買による所有権移転です。

川合地内において、譲受人は、申請地を取得して、営農規模の拡大を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、今渡の方と禅台寺の方との間における売買による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号5番は、春日井市の方と多治見市の方との間における売買による所有権移転です。

大森地内において、譲受人は、勤務先の近くにある申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号6番は、徳野南の方外1名と広見の法人との間における使用貸借権の設定です。

瀬田地内において、使用借人は、申請地に解除条件付きの使用貸借権を設定して、営農規模の拡大を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。使用貸借の期間は、5年間です。

本案件に係る使用貸借契約書の提出が遅れているため、権利設定の許可日は、契約書の提出後になります。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動、設定は妥当と考えます。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、今渡お願いします。

大平委員

推進委員1番の大平から現地確認の報告をします。

受付番号1番、2番は、隣接地で譲渡人が同一人ですから、併せて説明いたします。申

請地は、今渡、国道 21 号線と国道 248 号線が交差する住吉南交差点の北西にある農地です。申請地は、南側道路に接する間口が狭い場所にあるため、申請地を一括して処分したい希望があり、受付番号 1 番、2 番の譲受人が取得することで話がまとまった案件のようです。受付番号 1 番の案件は、取得する農地の中央に住宅を建築するため、今月の 5 条、受付番号 2 番で一般住宅を建築するため転用申請がされています。全体では面積が大きい
ため、必要最小限の面積で転用申請することとなり、南と北に農地を残すため申請された
案件で、取得後は住宅を建築され、農地として、耕作、管理する計画書が提出されてお
ります。

受付番号 2 番の案件は、1 番の案件の譲受人と親族関係にある譲受人が取得し、農地として、耕作、管理する計画書が提出されております。両案件とも今渡地内の近隣に親族が居住しており、耕作指導がいただけると聞いています。以上のことから、問題ないと思います。

議長
大澤委員

受付番号 3 番、川合お願いします。

農業委員 2 番の大澤から現地確認の報告をします。

受付番号 3 番は、川合地内の大型パチンコ店の北にある農地で、譲渡人は、相続で取得しましたが、今渡に居住しており、農業をする意思がないため、現在も耕作をお願いしている隣接所有者が、取得し、農地として管理、営農されとのことで、問題ないと思います。

議長
江口委員

受付番号 4 番、下恵土お願いします。

農業委員 3 番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号 4 番は、下恵土、今渡南小学校の北東、名鉄広見線、愛知用水の南にある北傾斜の農地です。譲渡人は、相続により取得しましたが、高齢となり管理が出来ないため、近隣の団地に居住する譲受人が取得し、現状のまま、北側は栗畑、南側は畑として野菜を作付けして耕作、管理される予定です。新規就農となりますが、現所有者の協力も得ながら農業のノウハウを取得して、営農される計画書が提出されています。以上のことから、問題ないと思います。

議長
古山委員

受付番号 5 番、大森お願いします。

農業委員 10 番の古山から現地確認の報告をします。

受付番号 5 番は、大森地内、大型入浴施設の北にある農地です。譲渡人は売買により取得しましたが、遠方に居住しており、管理が出来ない状況から現地は、草や葛葉が生えた不耕作地の状況になっている農地です。今回、隣接地で事業所を経営している譲受人との間で売買の話がまとまり、農地として取得し、草刈等を行い、農地として管理される計画と聞いています。譲受人の住所は多治見市です、20 分程で申請地に来ることができ、東側の事業所も運営しておられますので、農地として管理することができるとは思います、営農については様子を見ていく案件となりますが、問題ないと思います。

議長
玉田委員

受付番号 6 番、瀬田お願いします。

農業委員 12 番の玉田から現地確認の報告をします。

受付番号 6 番は、瀬田地内、広見グラウンドの東、瀬田川沿いにある、耕作放棄地であった農地です。借受人は、申請地の西の農地で野菜を中心に耕作されております。また、久々

		利地内でも農地を借りて耕作されており、事業拡大として、申請地を借り受け、野菜を中心に営農計画書が提出されています。本案件は、以前から耕作放棄地として管理が出来ない状態にあり、指導をしてきた案件で、事務局から借人に紹介した結果、話がまとまり、申請された案件と事務局から話を聞いています。 現在は耕作放棄地状態で、瀬田川沿いの道路が草などで通行に支障が出ていましたが、草刈等して、耕作できる状態になれば、地元としても良いことで、今後の状況を見ていきたいと思います。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
大 澤 委 員		受付番号5番の案件について、現状、長年耕作されていない耕作放棄地のようですが、取得者が新規就農とのことで、今後、農地として管理、耕作できていくのか疑問ですがいかがですか。
事 務 局		現地は、耕作放棄地となっており、葛葉が生い茂り農地としては管理できていない状況でした。取得者も新規就農とのことで、事務局から今後の管理について疑問もあり、今後の申請地の営農計画書の提出を求め、提出させています。取得者は、隣接地で事業所を営営しており、現状のままだと草等により被害を受けるため、取得後、秋に除草作業等を実施し、年明けに耕し、春以降の野菜を作付けする計画となっており、地元委員さんと共に今後の状況を確認していかなければならない案件と判断しています。
会 長		以前、土田で使用貸借権の設定で3条許可した案件が、現状、野菜の作付けはしてあるが、草が生い茂っている状況になっている事案があります。面積が大きい案件については、利用計画書等の提出により3条許可することはできるが、許可書を渡すときに指導を行うなど、許可後の利用状況を確認する必要があると思います。
佐 橋 委 員		面積が大きいですが、管理する農機具などの所有状況はどうですか。
事 務 局		申請書類には、現状はトラクターをリースとしていますが、購入計画となっています。
議 長		受付番号6番の案件について、使用借人は、近隣でも野菜を耕作していると地元委員から報告がありましたが、利用状況をいかがですか。
玉 田 委 員		申請地の西にある農地で、ビニールハウスもあり、従業員が毎日管理に来ている。
議 長		他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質問なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第38号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第38号は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、日程第3、議案第39号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
		それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第3、議案第39号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、2件です。

受付番号1番は、名古屋市瑞穂区の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して共同住宅の敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、平成19年頃より、農地法の許可を得ず、アパートの敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、令和7年10月頃から、農地法の許可を得ず、一部農地を住宅敷地として使用していたため始末書が提出されています。また、申請地の139-1の残地部分については、5条、受付番号7番で転用申請が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡お願いします。

大平委員 推進委員1番の大平から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、今渡、蘇南中学校の南東にあるアパートに隣接する19㎡の農地です。アパート建築当時は、農地として耕作されていたようですが、相続による取得後は耕作しなくなり、平成19年頃よりアパートの敷地として一体利用しているため、始末書が提出されている案件です。隣接地に農地はなく、現況のままで使用となりますので、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、土田お願いします。

佐橋委員 農業委員4番の佐橋から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、土田井ノ鼻地内の農地で、申請地の一部を令和7年10月頃から住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されている案件です。

今回、息子の家を建築する計画があり南側の一部は、5条、受付番号7番で申請されており、残地の部分が農地法の許可を得ずに住宅敷地や進入路などとして使用していたため、是正として申請された案件です。申請地は現状のまま住宅敷地や進入路などとして使用されますので、転用されても問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 受付番号1番の案件について、申請面積が19㎡と面積が少ないが、一体利用地の面積と合わせても1,000㎡以下となるが、アパート建築当時、分筆して分ける理由が何かあったのかわかりますか。

事 務 局	アパートの建築時期が古いので、事務局で何か理由があるかは、回答できませんが、開発協議が必要とならない、1,000 m²以下としてアパートを建築されたと思われます。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質問なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 39 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 39 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 4、議案第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号 14 番の案件が、日程第 5、議案第 41 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 4、議案第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転 13 件、使用貸借権の設定 3 件、贈与による所有権移転 1 件、賃借権の設定 1 件の合計 18 件です。 日程第 5、議案第 41 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。 内訳は、事業計画の変更 1 件です。 それでは、5 条から順次説明いたします。 受付番号 1 番は、名古屋市瑞穂区の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で、2 区画に宅地分譲するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 受付番号 2 番は、今渡の方と富加町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、自己所有農地のため、のり面処理するとのことです。 本案件は、申請地が 521 m²と広いですが、敷地の接道部分が狭く進入路を確保する必要がある等の理由から、この面積での転用はやむを得ないものと考えます。

また、本案件の隣接地は、3条受付番号1番、2番の案件となります。3条、受付番号2番で取得する所有者は譲受人の親族となり、承諾は得てあります。

受付番号3番は、今渡の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

受付番号5番は、下恵土の方外2名と愛知県北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号6番は、下恵土の方と愛知県北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

受付番号7番は、土田の方と刈谷市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、4条、受付番号2番の案件と同時申請となります。

受付番号8番は、土田の方と東京都町田市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、共同住宅の駐車場を整備するとの

ことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、土田の方と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号10番は、愛知県犬山市の方と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、貸資材置場、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号11番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号12番は、東帷子の方外1名と長坂の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、隣接地を一体利用して、不動産業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、許可を得ないまま、昭和50年頃から住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号13番は、矢戸の死亡者相続人の方3名と東帷子の法人が、賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、公共工事で使用する工事車両、機械、資材置場を整備し使用するとのことです。

立地基準判定は、農振農用地となります。一時転用許可であり、事業完了後は農地に戻します。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、養生柵を設置するとのことです。

一時転用期間は、10月1日から7か月間です。

受付番号14番は、広見の法人と矢戸の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地代えて目的達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地の農地はいません。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番の案件と同時申請となりますので、併せて説明いたします。

事業計画計変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条の受付番号14番と同じになりますので、省略します。

事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、申請地に2棟の分譲住宅を建築するため転用許可を得ました。2棟のうち1棟が完成し売却したのち、その購入者より駐車場敷地を拡張したいとの申し出があり、要望に応じて、2棟目の敷地の一部を駐車場敷地として売却しています。

その後、2棟目の敷地に住宅を建てる準備を進めていたところ、1棟目の反対側の住宅の方から駐車場敷地を拡張したいとの申出があり要望に応じることとなり、一部を売却することになりました。

2棟目の敷地は、売却後も十分な敷地が確保されており、予定どおり分譲住宅が建築されるとのことです。

受付番号15番は、大森の方と大森の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して農家分家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地代えて目的達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

本案件は、平成9年3月14日に農振除外されています。

受付番号16番は、名古屋市守山区の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号17番は、中恵土の方と広眺ヶ丘の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を

求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号18番は、兼山の方と兼山の法人が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、宗教法人の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既存施設敷地を拡張するものであり、申請地代えて目的達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、側溝を設置するとのことです。

本案件は、許可を得ないまま、昭和63年12月頃からお寺の駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から3番、今渡をお願いします。

大 平 委 員

推進委員1番の大平が受付番号1番から3番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡、名鉄広見線、日本ライン今渡駅の西にある農地を2区画に宅地分譲するための転用申請です。上下水道とも整備されています。雨水は、道路側溝への排水、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

受付番号2番は、3条、受付番号1番と同一地です。今渡、国道21号線と国道248号線が交差する住吉南交差点の北西にある農地を転用して一般個人住宅を建築するための転用申請です。申請地は、3条、受付番号1番でも説明しましたが、接道する間口が狭く、奥行きがある農地のため、進入路となる部分が長くあり、500㎡を超えていますが、転用としては必要最小限の面積とするため、南と北を農地として残し、中央部に住宅を建築されると聞いています。雨水は、自然浸透で処理されます。申請地の周囲の農地は、自己所有地と親族が所有する農地のためのり面処理され、承諾を得てあります。上下水道とも整備されており、農業用施設への影響もないことから、転用されても、問題ないと思います。

受付番号3番は、今渡、鳴子地内にある農地を4区画に宅地分譲するための転用申請です。申請地の西側を以前に宅地化しており、今回は残地部分を追加で転用するため申請されています。隣地所有者への説明も済み、土地改良区の同意も得てあります。雨水は道路側溝への排水で、上下水道とも整備されており、農業用施設への影響もないため、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号4番から6番、下恵土をお願いします。

江 口 委 員

農業委員 3 番の江口が受付番号 4 番から 6 番の案件について報告します。

受付番号 4 番は、下恵土、めぐみ保育園西にある農地です。所有者は高齢となり耕作できないため、譲受人が取得し、4 区画に宅地分譲するための転用申請です。東は市道、北と南は宅地、西は土地改良区の水路となり、周囲に農地はありません。土地改良区の同意、雨水の排水同意も得てあり、上下水道とも整備されております。農業用施設への影響もなく、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 5 番は、下恵土徳野地区にある農地です。所有者は高齢となり耕作できないため、譲受人が取得し、4 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲にはコンクリート擁壁を設置して被害防除され、隣接所有者への説明も済んでいます。雨水は土地改良区の水路への排水で、排水同意も得てあります。上下水道とも整備されており、農業用施設への影響もなく、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 6 番は、下恵土、アーラの東、運送会社の倉庫が多数建つ地域で、8 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。南と西は市道、東は土地改良水路、北に農地がありますが L 型擁壁を設置して、被害防除されます。土地改良区の同意、雨水の排水同意も得てあります。上下水道とも整備されており、開発協議が必要な案件で関係課との協議が進められていると事務局から聞いております。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議 長
佐 橋 委 員

受付番号 7 番から 11 番、土田お願いします。

農業委員 4 番の佐橋が受付番号 7 番、8 番、10 番の案件について報告します。

受付番号 7 番は、土田井ノ鼻地内の農地で、4 条、受付番号 2 番と同一地となります。本案件は、父の所有地の一部を使用貸借して子が一般個人住宅を建築するための転用申請となります。周囲に農地はありません。雨水は南側の市道道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 8 番は、土田、J A めぐみの土田支店の北西、集合住宅に隣接する農地で、敷地の一部が農地のままで形状が悪く、使いがってが悪かったため、転用し、駐車場として有効利用するための転用申請となります。北側に農地がありますが、説明も済み、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。駐車場として利用されますので、上下水道の利用はありません。雨水は、一体利用地と共に道路側溝へ排水されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 10 番は、土田地内、国道 41 号線の西にある農地です。所有者は市外に居住し、相続により取得しましたが耕作、管理できないため、譲受人が取得し、自分が経営する塗装会社の資材や車置場として利用するため、賃貸借する契約で転用申請された案件です。隣接所有者への説明も済み、周囲への被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。雨水は資材置場、駐車場のため砕石敷きとなり、自然浸透となります。上下水道の利用はありません。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

村 瀬 委 員

推進委員 2 番の村瀬が受付番号 9 番と 11 番の案件について報告します。

受付番号 9 番は、土田下切地内の農地で、所有者は高齢となり耕作できないので、譲受人が取得し、一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接者への説明も済み、周囲には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、道路側溝への排水、

		上下水道ともに整備されております。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 11 番は、土田東山地内、今渡との境近くにある農地です。所有者は高齢となり耕作できないので、譲受人が取得し、2 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。 周囲には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、道路側溝への排水、上下水道ともに整備されております。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 12 番、東帷子お願いします。
渡邊（年）委員		推進委員 3 番の渡邊が受付番号 12 番の案件について報告します。 受付番号 12 番は、東帷子中切地内、名鉄広見線、西可児駅から東に 500m ほどに位置し、県道御嵩犬山線に沿った場所にあり、一部農地に小屋が建っているため、始末書が提出されている案件です。所有者は高齢となり耕作できないので、譲受人が取得し、道路側の宅地を一体利用地として、不動産業の駐車場に整備するための転用申請です。隣接者への説明も済み、周囲には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、駐車場として利用されるため自然浸透で、上下水道とも利用はありません。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 13 番、14 番及び事業計画変更、受付番号 1 番、矢戸お願いします。
玉野委員		推進委員 4 番の玉野が受付番号 13 番と 14 番及び事業計画変更、受付番号 1 番、の案件について報告します。 受付番号 13 番は、矢戸地内、ゴルフ場の入口、室原川横にある農振農用地内の農地です。室原川改修工事を受注した事業者が工事の期間中、工事車両や機械、資材置場として利用するため、賃貸借による一時転用許可申請とまります。一時転用の期間は、工事の期間として 10 月 1 日から 7 か月と聞いています。室原川改修工事は、市の発注工事であり、申請地は工事現場にも一番近く、工事終了後には、農地へ戻される計画です。賃貸人は、名義人の方が死亡しているため、相続人である妻とお子さん 2 名となります。隣接所有者への説明も済み、周辺農地への被害防除策として、養生柵を設置されると聞いています。利用方法はビニールシートや鉄板を敷いて、農地への影響が出ない様、養生して利用される計画の様です。一時転用として利用され、工事に関する事業終了後は、農地へ戻されますので、問題ないと思います。 受付番号 14 番と事業計画変更、受付番号 1 番、は同一地ですので、併せて報告します。 本案件の申請地は、美里ヶ丘団地の西側入口の近くにあります。令和 5 年 4 月に当初事業計画者が 2 棟の分譲住宅を建築することで許可された案件を、北側の方が、自家用車の駐車場が不足しているため、南側隣接地の一部を取得し、駐車場として整備し、利用するための申請と、残地部分が縮小され、面積が変更となるための事業計画変更です。 駐車場部分については、砂利敷きで雨水は自然浸透で処理されます。上下水道の利用はありません。被害防除策として、周囲にはコンクリートブロックを設置されます。 残地部分は、面積が縮小されますが、1 棟の分譲住宅を建築される計画で、当初と変更ないため、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 15 番、大森お願いします。

古 山 委 員	農業委員 10 番の古山が受付番号 15 番の案件について報告します。 受付番号 15 番は、大森地内、旧 JA 大森支店の近くにある農地です。 この案件は、父親の所有地の一部を使用貸借して、子供が農家分家住宅を建築するための転用申請となります。平成 9 年 3 月に申請地を父親が花きの生産と販売をするため農振除外されており、今回、子供が分家住宅を建築するため、父親の所有地を色々検討されましたが、建築できる条件をクリアできる場所が、申請地しかなく申請された案件です。隣地所有者への説明も済み、周囲への被害防除策としてコンクリートブロック及び擁壁を設置されます。土地改良区の同意も得てあり、雨水の排水同意も得てあります。農業用施設への影響もなく、前面道路に上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長 奥村（保）委員	受付番号 16 番、17 番、中恵土お願いします。 推進委員 9 番の奥村が受付番号 16 番、17 番の案件について報告します。 受付番号 16 番は、中恵土地内の耐火工場の北にあり、3 年ほど前に 3 棟の分譲住宅を建築された場所の残地部分の農地です。今回も同じ事業者が 1 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。北側農地所有者への説明も済み、被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。土地改良区の同意もあり、雨水の排水先として、既設側溝を経由して土地改良区排水路へ排水され、同意も得てあります。上下水道とも東側市道に整備されており、農業用施設への影響もないことから、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 17 番は、中恵土地内で北側に国道 21 号線があり、大型店舗等がある地域の南にある農地です。妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接農地所有者への説明も済み、被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも南側市道に整備されており、農業用施設への影響もないことから、転用されても、問題ないと思います。
議 長 奥村（保）委員	受付番号 18 番、兼山お願いします。 推進委員 9 番の奥村が受付番号 18 番の案件について報告します。 受付番号 18 番は、兼山地内の中央にある常照寺近くにあり、同お寺の駐車場奥にある農地です。昭和 63 年頃より駐車場として一体利用していたため、始末書が提出されている案件です。今回、お寺に贈与することとなり、砂利敷の駐車場として使用されるため、雨水は自然浸透となります。現状のままで使用となりますので、転用されても問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
山 本 委 員	受付番号 3 番の案件について、説明資料では、始末書ありとなっていますが、理由は何ですか。
事 務 局	申請地の北側、市道に接する一部が、駐車場に整備され利用されていたため、始末書が提出されています。
大 澤 委 員	申請案件の中で隣接地への被害防除策として、コンクリートブロックの設置やコンクリート擁壁の設置などが選定されていますが、どの方法にするか基準などはありますか。 また、受付番号 2 番の案件では、隣接地が自己所有農地のため、のり面処理するとして

		いて、雨水が流れ込んでも、問題ないとしています。雨水の被害防除策の選定方法について基準があれば教えてほしい。
事 務 局		転用申請の場合、周囲への被害防除策として、土砂や雨水が流出しないよう、被害防除策を講ずることが、原則となります。しかし、農地法では、被害防除策の選定方法について、細かな規定はありません。開発協議が必要な案件については、詳しくはお答えできませんが、場所等の条件により指定される場合があると思います。
		2 番の案件については、自己所有農地で雨水が流入しても、自己完結できることや、承諾書が提出されており、問題ないと判断します。隣接地が自己所有農地の場合の申請では、時々ある処理方法です。
江 口 委 員		受付番号 18 番の案件について、事務局の説明では、始末書が提出されていますが、説明資料には、始末書はなしとなっているが、どちらが正しいでしょうか。
事 務 局		説明のとおり、始末書は提出されていますので、説明資料の訂正をお願いします。始末書の提出ありで訂正をお願いします。
古 山 委 員		雨水の処理方法として、自然浸透とありますが、自然浸透でよい場合の判断基準があれば教えてほしい。
事 務 局		農地法では、明確な基準はありません。転用面積や周囲の状況、周辺への影響などを考慮して案件ごとに判断することになります。
議 長		受付番号 15 番の案件について、平成 9 年 3 月に農振除外がされていて、当時の除外目的と今回の転用目的に相違がある。現在は、除外目的と転用目的が同じでない場合や事業に着手してない場合は、農振農用地に戻し、除外申請からやり直しているが、今回の転用申請は許可して大丈夫ですか。
事 務 局		現在は、会長の言われるように、除外目的と転用目的が同じでない場合や事業に着手してない場合は、農振農用地に再編入で戻し、除外申請からやり直しをさせています。
		今回の申請案件は、平成 9 年 3 月に農振除外され、現地は除外申請のとおり事業が実施されていましたが、農地転用許可を得ていない状態です。転用申請地は、30 年近く前のことで、当時の事情や条件等について詳しく分かりませんが、農振除外がされた農地である事、農家分家住宅の建築で、他の農地等の検討もされ、建築できる農地がここしかない事等から判断して、許可相当としていい案件だと考えています。
議 長		現状は、ハウスがあり、建物もあるようなので、判断としてはどうか。
事 務 局		除外申請地は、1 筆全部で除外されており、今回の転用申請地は、除外地の一部を転用して、住宅を建築するための申請となります。転用申請地部分には、以前は農業用ビニールハウスが建っていましたが、現在は撤去され、更地状態となっています。また、残地部分には建物もあり、一部には当時の資材が置いたままの状況です。
		転用申請地は、農振除外された農地の一部であり、設置されていたビニールハウスも撤去された更地であり、一度は除外目的のとおり事業は実施されており、転用申請に関しての判断をしていただければ良いと思います。
議 長		農振除外された農地の取り扱いについて、再度、現在の状況を教えてほしい。
事 務 局		過去に農振除外された農地の取り扱いに関しては、担当が農林課となりますので、詳しくはお答えできません。現在の農振除外された農地の取り扱いについては、除外されてか

		ら2年以内に農地転用申請を提出して事業に着手しない場合には、再編入して農振農用地とすること。除外地の除外目的が変更となる場合には、再編入して、再度除外申請が必要ながあることは、農林課から聞いていますが、詳細なことは担当でないため確認が必要です。
議 委 議	長 員 長	他に、何かご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質疑なし】 ご意見も無いようですので、お諮りいたします。 議案第40号及び議案第41号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 議	員 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第40号及び議案第41号は、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第6、議案第42号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取についてを議題といたします。
議	長	それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第6、議案第42号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更に対する意見聴取について説明します。 議案書の別葉をご覧ください。 本案件は、昨年3月末に策定しました地域計画について、計画内容等に変更が生じたことから、改めて農業委員会の意見を聴取するものです。 地域計画の概要、計画内容の変更点等については、農林課の担当から説明いたします。
農 林 課 担 当 事 務 局		地域計画の概要、計画内容の変更点について説明。 変更内容について、対象地の位置等を添付地図により追加説明。
議	長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
玉 田 委 員		地元委員として意見を申し上げます。今回の地域計画の変更対象地は、瀬田地内の農振農用地を事業地として整備し利用する目的で除外申請が提出されており、地元委員として、農振除外については、問題ないとして意見を提出しています。申請地を地域計画から除外することにも、区域が離れており、集約化もできない農地なので、除外しても問題なく、OKだと思います。但し、対象地の南側の地域計画区域は、農振農用地ですが、耕作放棄地も多く、集約化や農作業の効率化には向かない土地と考えますので、今回の変更と合わせて地域計画から除外した方がいいと思います。
議	長	担当課いかがでしょうか。
農 林 課 担 当		可児市では、農振農用地のA地域の全部を地域計画の区域としています。ご意見のような場所は、他の地域計画の区域でもあり、検討、除外することが必要と事務局も考えています。地域計画は、年に一度協議の場を開催して、見直しを行うこととしていますので、委員には、各地区の協議の場に参加いただき、今回のご意見をいただければと思います。
議	長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。

山 本 委 員		地域計画では、西帷子でも同様に区域が離れ、すべての区域内の農地が耕作放棄地となり高木もあり、数年耕作されていない農地が地域計画に指定されています。 手前までは、集約化され耕作されていますが、該当地は、ゴルフ場の奥で離れていて、耕作できる状態の農地ではなく、集約化もできないので、地域計画の区域から除外していただいた方がいいと思います。 連坦していない農地については、集約化や農作業の効率化には向かない土地なので、他地区でもあるのならば、担当課で確認して地域計画から除外していただきたいと思います。
議 長		2名の委員から意見が出ましたので、単純に農振農用地のA地域を地域計画の区域にするのではなく、集約化や農作業の効率化に向かない土地については、農林課でも調査をして変更について、協議の場へ提案をして、変更を進めてほしい。
農 林 課 担 当		ご意見をいただきましたので、農林課でも調査を進め、協議の場へ区域の変更について提案し、委員の皆さんや他の参加者の意見も聞きながら、他の変更も含め、地域計画の変更をしたいと思います。
議 長		他に、ご意見、ご質問はありませんか。
委 員		【意見・質疑なし】
議 長		ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
委 員		議案第 42 号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
議 長		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第 42 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
議 長		以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議 長		続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局		それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 8 月指導分について報告します。 別添資料 1 20 か所 2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 8 月届出分です。 別添資料 2 1 か所 3. 農業用施設の届出書の 8 月届出分です。 別添資料 3 1 か所 4. 農地台帳非登載確認申請の 8 月申請分です。 届出はなし 5. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の 8 月受理件数です。 2 件の届出がありました。 田 7 筆 7,007.00 m² 畑 3 筆 399.00 m² 合計 10 筆 7,406.00 m² 6. 農地パトロールについて クリアファイル配布・説明

提出期限 11 月総会時 11 月 4 日 水曜日

7. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は 9 月 29 日の火曜日を予定しています。

また、令和 8 年第 11 回農業委員会総会は、令和 8 年 10 月 2 日金曜日に午後 2 時から
庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

8. その他

規約改正について

議

長

これをもちまして、令和 8 年第 10 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。